

中学校・総 則

～総則は平成30年度から先行実施です！～

平成30年度、平成31年度、平成32(2020)年度の教育課程編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）第1章第1から第5章までの規定（第1の2(2)及び第2の3(1)力を除く）によります。中学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）の内容も確認し、円滑な教育課程の編成に向け、計画的・組織的な取組を進めるようお願いします。

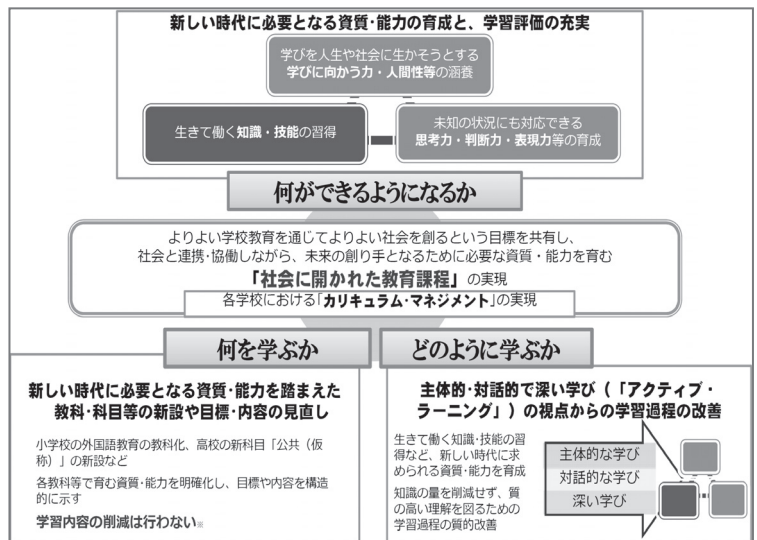
1 改訂の基本的な考え方

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- (1) 教育基本法・学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための**資質・能力を一層確実に育成**。

その際、子供たちに求められる資質・能力は何かを社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」を重視。

- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、**知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成**。
- (3) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、**豊かな心や健やかな体を育成**。



2 改正の要点

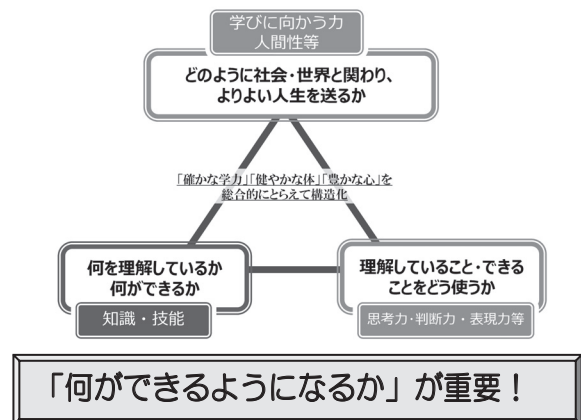
(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有するとともに、育成を目指す資質・能力を明確にすることで、教育活動の充実を図る。

育成すべき資質・能力の三つの柱

- ア 知識及び技能が習得されるようにすること
- イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

これらが偏りなく実現できるようにすること。



(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

留意事項 6 点

ア 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

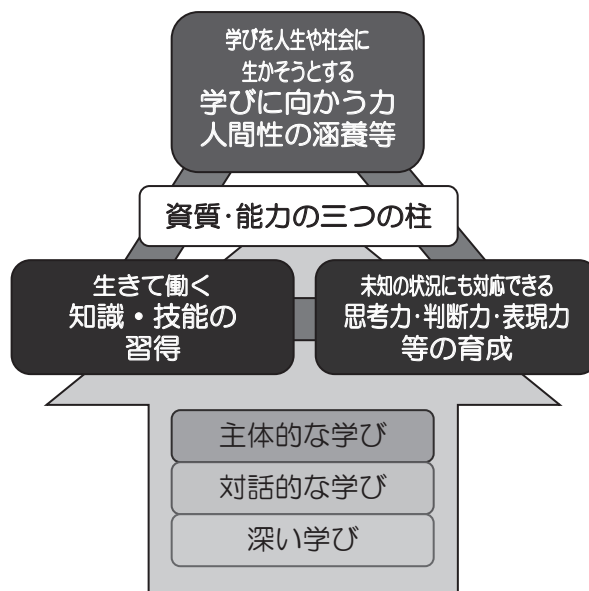
イ 授業の方法や技術のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

ウ 各教科等における学習指導の質を向上させるものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図っていくものであること。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。



(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。

そのため、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努める。

カリキュラム・マネジメントの三つの側面

ア 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

イ 教育内容の質の向上のために、各種調査結果やデータ等*に基づいて、生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

ウ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。

※埼玉県学力・学習状況調査（以下、県学調）及び全国学力・学習状況調査（以下、全国学調）を

活用すること。特に、県学調では、「学力の伸び」と「指導」の関係に着目し、どのような指導が生徒を伸ばしたのかを学校全体で共有し、授業改善に生かすこと。また、全国学調では、当該学年・当該教科の教員だけでなく学校全体の教員が問題を解くことで生徒が身に付けるべき資質・能力や生徒の躓きを把握し、授業改善に生かすこと。

(4) 教育内容の主な改善事項

ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（国語）
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動の充実（総則、各教科等）

イ 理数教育の充実

- ・ 日常生活等から問題を見いだす活動（数学）や見通しをもった観察・実験（理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（数学）、自然災害に関する内容の充実（理科）

ウ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化（国語）、我が国や郷土の音楽、和楽器（音楽）、武道（保健体育）、和食や和服（技術・家庭）などの指導の充実

エ 道徳教育の充実

- ・ 先行する道徳の特別教科化（平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（特別活動等）

カ 外国語教育の充実

- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

キ その他の重要事項

- ・ 小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（総則、各教科等）
- ・ 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- ・ 情報活用能力の育成
*コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境整備とこれらを適切に活用した学習活動の充実

ク 部活動

- ・ 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（総則）

ケ 子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

- ・ 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実（総則、特別活動）
- ・ 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程（総則）
- ・ 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（総則）

3 移行措置

(1) 移行期間

移行期間は、平成30年4月1日から平成33(2021)年3月31日までの3年間とする。この間、現行の中学校学習指導要領について、特例を設け、移行措置を行う。(平成29年7月7日付け文部科学省告示第94号)

(2) 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、現行の学校教育法施行規則別表第2、第2の3及び第4によるものであること。

(3) 教育課程編成の一般方針等

中学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新中学校学習指導要領第1章の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。なお、平成30年度においては、道徳教育については、新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができることに留意すること。

(4) 各教科等ごとの特例の概要等

ア 総合的な学習の時間及び特別活動については、新中学校学習指導要領によること。

イ 数学については、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用すること。また、それに応じて現行中学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこと。

ウ 国語については、新小学校学習指導要領により小学校等で新たに学習することとなる漢字を必ず取り扱うこと。また、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加したこと。

エ 理科及び保健体育については、現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を指導学年を前倒して実施すること。また、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用すること。それに応じて現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を省略する又は適用しないこと。

オ 社会については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用すること。

カ 音楽、美術、技術・家庭及び外国語については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができること。

キ 道徳及び特別の教科道徳については、平成30年度においては、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができること。なお、平成31年度及び平成32(2020)年度においては、新中学校学習指導要領によること。

【現行（平成29年度）及び移行期間（平成30年度）の標準授業時数】

区分	各教科の授業時数									道徳	学総 習合 の 時 間 な	特 別 活 動	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語				
第1学年	140 (4)	105 (3)	140 (4)	105 (3)	45 (1.3)	45 (1.3)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	50 (1.4)	35 (1)	1015 (29)
第2学年	140 (4)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
第3学年	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	35 (1)	140 (4)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
合計	385	350	385	385	115	115	315	175	420	105	190	105	3045

※ () 内は週当たりのコマ数

【移行期間（平成 31、32(2020)年度）及び新課程の標準授業時数】

区分	各教科の授業時数									で特 あ別 るの 道教 徳科	学総 習合 の 時 間 な	特 別 活 動	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語				
第1学年	140 (4)	105 (3)	140 (4)	105 (3)	45 (1.3)	45 (1.3)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	50 (1.4)	35 (1)	1015 (29)
第2学年	140 (4)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
第3学年	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	35 (1)	140 (4)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
合計	385	350	385	385	115	115	315	175	420	105	190	105	3045

※ **ゴシック**は現行と異なる部分

(5) 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3により新中学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

ア 中学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容については、新中学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

イ 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

ウ 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされていない教科についても、新中学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。

エ 現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32(2020)年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33(2021)年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

オ 数学及び理科については、文部科学省が、移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

(6) 関連事項

移行期間中に実施する高等学校の入学選抜に係る学力検査における出題範囲については、中学校特例告示の内容に留意し、各学年の生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。また、平成29年3月31日付の通知（28文科初第1828号）の「2. 留意事項」の（2）を踏まえ、平成33(2021)年度以降に実施する高等学校の入学選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、高等学校の入学選抜に当たっては、新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、中学校特例告示の内容にも十分留意すること。